

## あいちスポーツコミッション規約新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第6条 略</p> <p>(事務局)</p> <p>第7条 本会の事務局は、愛知県スポーツ局<u>スポーツ振興課</u>に置く。</p> <p>2 事務局長は、愛知県スポーツ局<u>スポーツ振興課長</u>をもって充てる。</p> <p>(その他)</p> <p>第8条 略</p> <p>(附則)</p> <p>1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>2 この規約は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>3 <u>この規約は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第6条 略</p> <p>(事務局)</p> <p>第7条 本会の事務局は、愛知県スポーツ局スポーツ課に置く。</p> <p>2 事務局長は、愛知県スポーツ局スポーツ課長をもって充てる。</p> <p>(その他)</p> <p>第8条 略</p> <p>(附則)</p> <p>1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>2 この規約は、平成31年4月1日から施行する。</p>